

第31回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第31回定例会 令和元年10月31日

開会 13時30分 閉会 14時30分

出席委員 (22名)	会長小林茂徳	会長代理依田繁二
	1 山崎正勝	1 3 小山肇治
	2 白倉令子	1 4 依田隆喜
	3 小川高史	1 5 小林健治
	5 小山睦夫	1 6 青木二巳
	6 片十郎	1 7 小林勝元
	7 成山喜枝	推進花岡幹夫
	8 齊藤敏彦	推進荻原薫
	1 0 柳澤多久夫	推進佐藤富士夫
	1 1 荒木稔幸	推進竹内芳男
	1 2 渡邊幹夫	推進渡邊重昭

欠席委員 1 8 清水洋

議事録署名委員 1 5 小林健治 1 6 青木二巳

出席職員 (5名)	農業委員会事務局
	事務局長 関 博一
	事務局次長 織田 秀雄
	事務局 笠井 昌鷹
	事務局 河口 晋也
事務局 堀場 亜紀	

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について

第5回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第31回定例総会を開催します。本日は、都合により清水委員が欠席です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。秋の気配が感じられるようになりました。そんな中、今朝テレビで沖縄の世界遺産の首里城が火災にあったとニュースでやっていました。原因は天災なのか人災なのかわかりませんが、非常に残念です。

さて、12日の台風19号により、長野県も甚大な被害が報告されています。近隣の市町村をはじめ、東御市も近年稀にみる豪雨により、非常に大きな災害が発生しました。被害にあわれた方には、心よりお見舞いを申し上げます。行政はもとより、関連の諸団体の皆様には昼夜問わず、復興にご尽力いただいているのですが、一日も早く復旧、復興できるように願っております。

それでは、本日も慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

事務局

議題に入る前ですが、台風19号の状況について、報告をさせていただきます。農業関連の被害状況は、10月25日現在農地で178箇所、農業施設の関係で91箇所、農作物等の被害で、リンゴ、ブドウ、水稻で47箇所報告がきています。農業被害が北御牧地区に非常に多く出ているということで、報告が上がってきています。

議長

ありがとうございました。東御市における農業被害状況を報告していただきましたが、早急な復興、復旧をお願いしたいと思います。

それでは議事に戻りまして、本日の議事録署名委員の指名についてですが、15番の小林健治委員と16番の青木二巳委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。図面は1、2ページをご覧ください。3条の番号1と5条の番号6は関連していますので、一緒に説明させていただきます。まず、5条の番号6から説明させていただきます。

場所は、〇〇、〇〇です。〇〇公園の南にある農地です。譲受人は〇〇で〇〇を行っている業者です。〇〇の譲渡人は〇〇、〇〇の方で、相続をして〇名で所有している方々です。〇〇の譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地で、〇区画の宅地分譲を計画するものです。譲受人は市内で分譲販売の実績があります。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして、3条の番号1の説明をさせていただきます。〇〇になります。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇、〇〇の方で、相続して〇名で所有している方々です。譲受人所有の〇〇を分譲住宅用の通路として所有権移転するにあたり、今回の〇名で所有する〇〇と交換というかたちで3条により〇〇の方へ譲り渡すものです。譲受人はトマトやネギ等の野菜を作付する予定です。譲受人の自宅から自動車で〇分ということで近いため、問題ないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。議案第1号の3条の番号1と議案第2号の5条の番号6は関連していますので、一緒に花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員 説明をいたします。図面の2ページをご覧ください。3条は分譲地にするため、〇〇の農地を一部分筆した〇〇と、〇〇から分筆した〇〇を交換するものです。譲受人は、トマト等を作っていて土地が狭くなると非常に大変なので、売ってほしいとの話をしましたが、まとまらず交換ということで成立しました。特に問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願います。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。議案第1号、3条の番号1と5条の番号6は関連がありますので、一括審議させていただきます。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

 特にないようですので裁決に入ります。まず、議案第1号、3条の番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

 全員の賛成と認め、決定といたします。

 続きまして議案第2号、5条の番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

 全員の賛成と認め、決定といたします。

 続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の3ページをご覧ください。計画変更1、〇〇です。図面は3ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇信号から〇〇メートルほど東にある農地です。計画変更申請で、駐車場敷地の申請です。当初は事業拡大に伴い、平成〇〇年に事務所・資材置場として許可を受けたのですが、

上下水道の接続が遠い等の理由により、建築しないまま今日に至っている状況です。そのため、現状に適した用途である駐車場に変更するための申請です。用途が現況に適しており、変更申請の承認は問題ないと判断しました。

続きまして番号1、〇〇ほか〇筆、使用貸借権設定です。図面は5ページをご覧ください。〇〇公民館の西側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、夫婦です。譲受人は定年を機に妻の実家である東御市に移住するため住宅を新築したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇、所有権移転です。図面は7ページをご覧ください。主要地方道真田東部線の〇〇信号の西にある農地です。事務所敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は隣接地で工場経営をしていますが、手狭なため事務所を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、拡張面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇、使用貸借権設定です。図面は9ページをご覧ください。〇〇公民館の北側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在アパートに住んでいますが、妻の親の土地を借りて住宅を新築したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇、使用貸借権設定です。図面は11ページをご覧ください。主要地方道真田東部線の〇〇信号の西側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、親子です。譲受人は現在借家に住んでいますが、親の土地を借りて住宅を新築したいとのことです。おおむね300メートル以内に東部湯の丸インターチェンジがある第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇、所有権移転です。図面は13ページをご覧ください。〇〇公民館から〇〇メートルほど南にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方と〇〇の方で夫婦連名です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在借家に住んでいますが、結婚が決まり共有で住宅を新築したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号7、〇〇、使用貸借権設定です。図面は15ページをご覧ください。主要地方道真田東部線から〇〇へ向かう途中にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、親族関係です。譲受人は現在借家に住んでいますが、今後、両親の面倒をみたりす

ること等を考慮し、住宅を新築したいとのことです。なお、申請地は令和元年〇月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

事務局 ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 説明させていただきます。〇〇信号から〇〇メートルほど東側に行ったところが申請地です。当初事業拡大のため、事務所・資材置場として許可を受けたのですが、上下水道が通ってない状態のまま取得してしまっていたため、駐車場に変更するための申請です。特に問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
特にないようですので裁決に入ります。計画変更1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

 全員の賛成と認め、決定いたします。
続きまして番号1の案件につきまして、同じく佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 説明させていただきます。地図の5ページをご覧ください。地図の中央に十字路があり、そこを〇〇の方に〇〇メートルほど下ったところが申請地です。譲受人は親から相続した土地で、定年後は住みたいということです。集落に接続しているため、問題ないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

 全員の賛成と認め、決定いたします。
続きまして番号2の案件につきまして、小山肇治委員より説明をお願いします。

小山委員 お願いします。資料の7、8ページをご覧ください。申請地は〇〇から

〇〇に向かう〇〇のバス停から約〇〇メートルほど上った場所です。譲受人は自営業を営んでいるのですが、貸借の土地で使用期間が〇年のため、もうすぐ返却しなくてはならないため、近くに工場を新築しました。今回事務所を建てる計画で、工場にも隣接しているため、特に問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、白倉委員より説明をお願いします。

白倉委員

よろしく申し上げます。資料の9、10ページをご覧ください。県道丸子北御牧東部線を〇〇集落に入り、〇〇メートルくらい行くと〇〇地籍になり、そこから右に入って〇〇メートルくらいの場所になります。譲受人の〇〇さんは、譲渡人の〇〇さんの娘さんの夫です。両隣には住宅が建っていて、下水道にも接続できるということで、問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件につきまして、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

よろしく申し上げます。〇〇信号より西へ〇〇メートルほど行った場所になります。譲受人、譲渡人は親子です。譲受人は子供が産まれて現在住んでいるところが手狭になったため、母の土地を借りて、住宅を新築するものです。近くにインターチェンジ、〇〇等があるため、問題ないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につ

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号5の案件につきまして、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

よろしくお願いします。資料の13、14ページをご覧ください。譲渡人は〇〇の方で、譲受人は、〇〇の方と〇〇の方です。結婚が決まったため、共有で住宅を新築したいということです。両方の仕事場の中間に決めたそうです。周りも集落になっていて問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号6は先ほどご審議いただきましたので、番号7の案件につきまして、荒木委員より説明をお願いします。

荒木委員

よろしくお願いします。図面の15、16ページをご覧ください。主要地方道真田東部線の〇〇信号を西へ〇〇メートルくらい行ったところから右へ〇〇メートルほど行ったところでは譲渡人の〇〇さんは〇年以上入院してまして、申請書を作成したのは、長男の〇〇さんです。譲受人の〇〇さんは、〇〇さんの娘さんと結婚していて、譲渡人である祖父の土地に家を建てるものです。現在娘さん夫婦は〇〇で借家に住んでいますが、〇〇さん夫婦も高齢になり、娘が両親の面倒をみたり、これから子供が生まれ家族が増えるので、両親の近くに家を建てたいと考えました。周りにも住宅が建っており問題ないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第3号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

説明いたします。議案第3号、農用地利用集積計画の10月分についてです。議案の5、6ページが通常の利用権設定になります。5件、35筆、合計23,751.52平方メートルです。

続きまして7ページが中間管理事業制度を利用した利用権設定になります。7件、17筆、合計26,239平方メートルです。以上です。

議長

ありがとうございました。議案第3号、農用地利用集積計画につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして第5回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第5回農業経営改善計画認定審査会について、説明させていただきます。今月は1件の申請で、〇〇さんです。〇回目の更新で、〇〇の方です。資料の1から4ページをご覧ください。〇〇の南側でブルーベリーを栽培されている農家さんです。圃場内を活用して観光農園をされていますが、今後もこの営農の方向で行っていきたいということです。借入地はこのままで、5年後までには出荷量を増やしていきたいということです。ブルーベリー加工品を、5年後までには増やしていく予定です。機械・施設は現状の規模で、作目はブルーベリー単作ですが、5年後までには一部品種の植え替え等を行っていく予定です。農業従事態様等の改善目標ですが、アルバイトの方のスキルアップを図っていきたいそうです。経営規模の拡大として、ネット販売への挑戦をし、コールドチェーンの活用をしていく予定です。最後に労働力ですが、引き続きご夫婦で行っていきたいということです。アルバイトの方〇人も引き続き雇用されるということです。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当の荒木委員より補足説明をお願いします。

荒木委員

お願いします。〇〇さんは〇〇出身で、〇〇歳の時に東御市に来て農業

を始められたそうです。初めはブドウ作りをやっていたのですが、ブルーベリーだけにしたそうです。〇〇の南側で作っています。約〇〇種類の品種を作っているそうですが、有機栽培で農薬を減らし安心・安全・おいしいを心がけて作っているそうです。面積は現状のままで、出荷量を増やしていきたいということです。以上です。

議長

ありがとうございました。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。機械を使わずに効率のいい農業をしているようですが、これからも健康に気を付けて続けて欲しいと思います。

特にないようですので、以上をもちまして議事を終了します。慎重審議、スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)